

東京港クルーズ客船係留施設予約制度要綱

(制定) 令和6年12月24日6港経振第510号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都港湾管理条例（平成16年東京都条例第93号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成16年東京都規則第104号。以下「規則」という。）に定める係留施設のうち、クルーズ客船が係留するものに関し、公平かつ効率的な利用を図るため、施設の予約について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)

第2条 本制度の対象となる係留施設は、次のとおりとする。

- (1) 東京国際クルーズふ頭棧橋
- (2) 晴海ふ頭棧橋

(対象船舶)

第3条 本制度の利用対象船舶は、東京港に寄港するクルーズ客船とし、予約の申請は船舶ごとに受け付ける。

(予約の種類)

第4条 本制度における予約については、「先行予約」及び「一般予約」の2種類とする。

(先行予約)

第5条 先行予約については、以下のとおりとする。

- (1) 対象期間は、受付年から3年後の1月1日から12月31日までとする。
- (2) 受付期間は、毎年4月1日から15日までの間とする。
- (3) 外国籍船の予約については、同一船舶につき年間30回を上限として受け付ける。

(先行予約の申請受付)

第6条 先行予約の申請については、先行予約申請書（別記第1号様式）の提出をもって受け付ける。

(先行予約における審査・採点)

第7条 前条の申請があったときは、次に掲げる項目を総合的に勘案して船舶ごとに総合評価点を算出する。なお、「(2) 社会貢献の度合い」については、都が設置する審査会にて審査・採点する。

- (1) 賑わい創出効果
 - ア 寄港予定数
 - イ 総乗客定員数
- (2) 社会貢献の度合い
 - ア 行政目的に合致する取組
(例) 都民クルーズ、都民船内見学会、子ども向けイベントなど

イ 東京港の認知度向上に資する取組

(例) 東京港のPRにつながるイベント・広報活動など

(3) 予約の確実性

予約キャンセルの有無

2 前項の項目に加えて、次に掲げる要素を持つ船舶については、採点において加点を行う。

(1) 東京港初入港

(2) 東京港船籍

(先行予約における予約の決定)

第8条 予約希望日が重複しない場合は、予約を決定する。

2 予約希望日が重複した申請があった場合は、以下のとおりとする。

(1) 前条で算出した総合評価点の高い船舶から順に予約順位を決定する。

(2) 前条で算出した総合評価点に差がつかない場合は、以下の順で予約順位を決定する。

ア 先行予約の申請における寄港予定数が多い船舶

イ 過去3年間の寄港実績が多い船舶

ウ 抽選

(先行予約における予約順位の通知)

第9条 前条の決定をしたときは、毎年5月15日に予約順位を申請者に通知する。なお、15日が閉庁日(土日祝日)の場合、翌開庁日に通知する。

(一般予約)

第10条 一般予約については、以下のとおりとする。

(1) 先着順で受け付ける。

(2) 対象期間は、受付日から、受付年の3年後の12月31日までとする。ただし、受付年から3年後の1月1日から12月31日までの一般予約は、先行予約の順位通知の日の翌日から受け付ける。

2 外国籍船の予約については、先行予約で予約した分と合わせて、同一船舶につき年間30回を上限として受け付ける。

(予約のキャンセル)

第11条 先行予約、一般予約の別を問わず、予約のキャンセルは、申請者からの申し出をもって受け付ける。

2 寄港予定日まで2年未満となる日以降に予約をキャンセルした場合は、船舶ごとに、キャンセルした予約1日につき、キャンセルポイントを1点付与する。ただし、以下に該当する場合は、キャンセルポイントの対象外とする。

(1) 天候、その他船社の責によらない事由でのキャンセル

(2) キャンセルと同時に予約可能な別日を予約した場合(予約日の変更)

(キャンセルポイントの適用)

第12条 キャンセルポイントの年間累計を、翌年の先行予約において第7条で算出する総合評価点から減ずる。

2 キャンセルポイントの年間累計が30点以上の船舶については、翌年の先行予約への申込みを受け付けない。また、先行予約終了後に受付を開始する一般予約についても、受付開始から半年間申込みを受け付けない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。